第十八条　［略］

２　均等割に係る基準税額は、次の各号に定めるところによつて算定した額の合算額とする。

一　地方税法第二十四条第一項第一号又は第二号に掲げる者に対するもの

イ　一〇九円に令和三年度の市町村税課税状況調の第一表の「個人均等割」のうち「納税義務者数」の「計」欄の当該都道府県内の市町村ごとの数の合計数を乗じて得た額

［ロ　略］

３　所得割に係る基準税額は、次の各号に定めるところによつて算定した額の合算額とする。

一　当該年度に係る額

次の算式によつて算定した額（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

［｛（77,600円×α）×A＋B－C－D－E｝×0.986－F＋G］×0.75

77,600円×αに円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、（77,600円×α）×A及び｛（77,600円×α）×A＋B－C－D－E）｝×0.986に千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

［略］

C　次の算式によつて算定した額（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

（c＋d＋e＋f）×1.036

［略］

D　市町村税課税状況調第12表の表側「道府県民税」のうち「合計」、表頭「税額控除額」のうち「寄附金税額控除」欄の当該都道府県内の市町村ごとの額の合計額から市町村税課税状況調第42表の表側「道府県民税」、表頭「条例で定めるものに対する寄附金」のうち「控除額（千円）」欄の当該都道府県内の市町村ごとの額の合計額を控除した額に1.000（ただし、東京都にあつては1.063）を乗じて得た額の合算額（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

E　市町村税課税状況調第12表の表側「道府県民税」のうち「合計」、表頭「税額控除額」のうち「調整控除額」欄の当該都道府県内の市町村ごとの額の合計額に1.015を乗じて得た額（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

［略］

G　市町村税課税状況調第20表の表側「令和２年度」のうち「7月」から「3月」まで及び「令和３年度」のうち「計」、表頭「税額（千円）」欄に係る当該都道府県内の市町村ごとの額の合計額に1.034を乗じて得た額（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）に0.667を乗じて得た額（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

［略］

二　前年度における分離短期譲渡所得、分離長期譲渡所得、一般株式等に係る譲渡所得等、上場

第十八条　［同上］

２　均等割に係る基準税額は、次の各号に定めるところによつて算定した額の合算額とする。

一　地方税法第二十四条第一項第一号又は第二号に掲げる者に対するもの

イ　一〇五円に令和二年度の市町村税課税状況調の第一表の「個人均等割」のうち「納税義務者数」の「計」欄の当該都道府県内の市町村ごとの数の合計数を乗じて得た額

［ロ　同上］

３　所得割に係る基準税額は、次の各号に定めるところによつて算定した額の合算額とする。

一　当該年度に係る額

次の算式によつて算定した額（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

［｛（74,700円×α）×A＋B－C－D－E｝×0.982－F＋G］×0.75

74,700円×αに円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、（74,700円×α）×A及び｛（74,700円×α）×A＋B－C－D－E）｝×0.982に千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

［同左］

C　次の算式によつて算定した額（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

（c＋d＋e＋f）×0.982

［同左］

D　市町村税課税状況調第12表の表側「道府県民税」のうち「合計」、表頭「税額控除額」のうち「寄附金税額控除」欄の当該都道府県内の市町村ごとの額の合計額から市町村税課税状況調第42表の表側「道府県民税」、表頭「条例で定めるものに対する寄附金」のうち「控除額（千円）」欄の当該都道府県内の市町村ごとの額の合計額を控除した額に1.000（ただし、東京都にあつては1.054）を乗じて得た額の合算額（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

E　市町村税課税状況調第12表の表側「道府県民税」のうち「合計」、表頭「税額控除額」のうち「調整控除額」欄の当該都道府県内の市町村ごとの額の合計額に0.958を乗じて得た額（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

［同左］

G　市町村税課税状況調第20表の表側「令和元年度」のうち「7月」から「3月」まで及び「令和２年度」のうち「計」、表頭「税額（千円）」欄に係る当該都道府県内の市町村ごとの額の合計額に1.017を乗じて得た額（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）に0.667を乗じて得た額（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

［同左］

二　前年度における分離短期譲渡所得、分離長期譲渡所得、一般株式等に係る譲渡所得等、上場

第明治三十種五郵年便三月物三十認一可日